

## ■ 委員長報告概要 ■

		令和元年 12 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 94 号 山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	地域振興部を廃止し、主にシティセールス課に関する業務を企画部に、文化振興課及びスポーツ振興課の業務を市民部に移管するもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 地域振興部が 2 年間取り組んだ内容を、今後企画部や市民部で展開をさせたほうが更に効率的で効果的だと判断した。</p> <p>* シティセールス課については、定住促進、交流人口の増を含め計画行政の要である企画政策課と連携をしたほうがより良いのではないかと、文化スポーツについては市民文化、市民スポーツの振興ということで市民活動と密接な関係を出したほうがより効果的ではないかといった判断があった。</p> <p>* シティセールスの部門としては、今回の再編により P D C A サイクルにおける C の段階に来つつあるのではないかと。</p> <p>* 業務引継ぎや人員配置については 1 月、2 月に詰めていく。</p>	
討 論	僅か 2 年で地域振興部を廃止することのことだが、地域振興部で役割を果たすほうが、専門的なことに対してもっと取組ができるので反対する	
結 果	賛成多数で可決	

		令和元年 12 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 104 号 埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）請負契約の一部変更について	
概 要	埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）請負契約を 2,376 万円増額し、4 億 3,268 万 3,000 円とするもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 監理技術者、主任技術者、事務職員の人件費を計上しているが、再開する日程が未定で短い期間だけほかの現場に行くことは難しく、中止期間中も費用が発生した。</p> <p>* 請求書に基づき査定したので、落札率は掛けていない。</p>	

	<p>* 国土交通省の営繕工事請負契約における設計変更ガイドラインに基づき、支払うこととした。</p> <p>* 建築主体工事は令和2年3月31日までに終わる予定である。</p>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

令和元年12月定例会
総務文教常任委員会

議 案 件 名	議案第111号 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	人事院勧告に基づき職員の給料及び期末手当を国に準じて引き上げるもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 職員の給料を平均0.1%引き上げ、若年層については200円から2,000円引き上げる。</p> <p>* 勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げ、期末手当、勤勉手当の年間支給月数を4.5月とし、令和2年度以降は、6月と12月の支給月数を同じ2.25月とするもので、今回の改正は、平成31年4月1日から適用する。</p> <p>* ラスパイレス指数について今年度は100.5で、県内で二番目である。</p> <p>* 今回の影響額は議案3本全体で約1,500万円強になる。</p>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

令和元年12月定例会
総務文教常任委員会

議 案 件 名	議案第112号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	人事院勧告に基づき市長等の期末手当について職員と同様の措置を行うもの

論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 期末手当の支給月数を 0.05 月引き上げ、令和 2 年度以降は、 6 月と 12 月の支給月数を同じ 2.25 月とするもので、今回の 改正は令和元年 12 月に支給する期末手当から適用する。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

令和元年 12 月定例会
総務文教常任委員会

議 案 件 名	議案第 113 号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及 び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	国会において国会議員の期末手当の改正法案が可決されたこと から、本市においても国に準じて所要の改正を行うもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 期末手当の支給月数を 0.05 月引き上げ、年間の支給月数を 3.4 月とし、令和 2 年度以降は、6 月と 12 月の支給月数を同 じ 1.7 月とするもので、今回の改正は令和元年 12 月に支給す る期末手当から適用する。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

令和元年 12 月定例会
総務文教常任委員会

議 案 件 名	請願第 3 号 小学校・保育園が無くなる津布田地域のまちづく りの方針の策定を要望する請願書
概 要	請願者は津布田地区の住民で「子供ファーストの考えでの植生 小・中学校との統廃合には一定の理解をするが、地域コミュニ ティーのよりどころである小学校を核とした地域のまちづくり の方針を示すことは、市民が安心して住み続けるための市民サ ービスの根幹であるので、津布田地区のまちづくりの策定を要 望する」というもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 請願者から「教育委員会は具体的な統廃合案を出さないまま、 P T A に重要な判断を委ねている。小学校が統廃合されそう になっていることを知らない人が、自治会長を含めまだたく

さんいる。ふるさとづくり協議会など小学校を取り巻くコミュニティがなくなってしまうのではないかとの不安がある」との意見が出された。

\*平成31年1月に教育委員会で実施したアンケートの結果、対象47世帯のうち38世帯の提出があり、「埴生小・中学校に通わせてもよい」が28世帯、「津布田小学校に通わせたい」が8世帯、「未記入」が2世帯であった。

\*令和元年9月にPTAでアンケートを実施し、「令和3年度から埴生小・中学校との統合を希望する」が26世帯、「希望しない」が6世帯であった。

\*令和元年11月にPTAの臨時総会を開き、「令和3年度の統合は見送り、令和4年度以降の統合に向け、市との協議を進めていく。また、執行部は替わっても統合に向けた条件整備をしていく」ということを賛成11、反対10、どちらでもない1で決定した。

\*地域の活性化、地域課題の解決、ふるさとづくりは、地域住民の方の主導で行われるものであり、市としては、地域別のまちづくり、地域づくりの方針の策定ということは考えておらず、地域住民の皆さんの活動に対する後押しという観点からの関与が妥当。

#### 《委員の意見》

・子どもの出生率は、予想よりも前倒しで低下している状況で、それを考えると小学校が廃校になるかもしれないという考えは、山陽小野田市全市的な問題となってくると思う。津布田地区だけでなく全市的に考える必要があるので、趣旨採択すべき。

・まちづくりの定義は、「地域住民が主導し、市はその地域住民をサポートしていく」ことであり、市はその後押しをするというものなので、趣旨採択がいい。

・「もし小学校がなくなるのであれば津布田会館が交流拠点となるであろう」という執行部の答弁があったが、それを住民に伝え、また住民と一緒に協議をしていくことができるので、採択すべき。

討 論

なし

結 果

賛成多数で趣旨採択

## ■ 委員長報告概要 ■

		令和元年 12 月定例会
		民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 87 号 令和元年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）について	
概 要	今回の補正の主なものは、平成 30 年度決算の歳計剰余金を基金に積み立てるほか、人事異動に伴う人件費の調整で、歳入歳出とも 1 億 1,972 万 1,000 円を増額し、予算総額を 76 億 4,668 万 5,000 円とするもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 育休中の職員の代替として臨時職員が入った関係で減額</li> <li>* 基金を活用した新たな保健事業として、特定健診自己負担金の無料化、脳ドック助成、糖尿病重症化予防を実施</li> <li>* 県に納付する事業費納付金が今後どういった推移をたどるか見えてきていない</li> </ul>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

議 案 件 名	議案第 88 号 令和元年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について	
概 要	今回の補正の主なものは、平成 30 年度の給付費等の精算に伴う余剰金を基金に積み立てるほか、国及び県への償還金の計上、人事異動に伴う人件費の調整で、歳入歳出とも 2 億 4,489 万円を増額し、予算総額を 67 億 5,212 万 7,000 円とするもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 保険者機能強化推進交付金の根拠となる評価指標の達成状況は、県内平均より大きく上回っている。</li> <li>* 令和元年 3 月から 8 月までの介護給付に係る訪問介護の利用が延べ 2,201 件、通所介護が延べ 4,498 件</li> </ul>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

令和元年 12 月定例会

民生福祉常任委員会

議 案 件 名	議案第 89 号 令和元年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について
概 要	今回の補正の主なものは、平成 30 年度決算の歳計剰余金を調整するとともに、決算を見込んで人件費を調整するもので、歳入歳出とも 3 万 7,000 円を減額し、予算総額を 10 億 5,781 万 7,000 円とするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 一般職員 2 名の人事異動に伴う人件費の調整 * 被保険者数は 10 月末時点で 1 万 850 人
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 92 号 令和元年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 1 回）について
概 要	今回の補正は、電子カルテを中心とした医療情報システムの更新支援に係る費用の補正及び債務負担行為を設定するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 平成 26 年 10 月に稼働した医療情報システムのメーカー保守が令和 3 年 9 月末に終了するため、新たなシステムへの更新が必要 * システム更新に係る仕様書の作成から業者選定のサポート、システム構築から稼働までをトータルサポートするコンサルタント業者をプロポーザル方式で選定する * 委託期間は令和 2 年 3 月から令和 3 年 10 月まで * 委託料 99 万円の増額、債務負担行為限度額 2,788 万 5,000 円
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

令和元年 12 月定例会

民生福祉常任委員会

議 案 件 名	議案第 95 号 山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	今年度中に実施予定のコンビニでの印鑑登録証明書の交付を可能にするための改正
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 個人番号カードの交付率は、11 月 17 日現在で 11.4% * コンビニで取得できる時間は、住民票等については 6 時半から 23 時、戸籍については 9 時から 17 時を予定 * 窓口で印鑑登録証明書を取得する場合は、これまでどおり印鑑カードを使用する
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 96 号 山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	のぞみ園において、新たに地域相談支援を行うこと及び障害福祉サービス等の種類が追加されたことに伴う改正
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 地域相談支援は地域移行支援と地域定着支援に分かれる * 地域移行支援とは、施設に入所している障がい者等が地域での生活に移行するための支援を行うもの * 地域定着支援とは、居宅で生活している障がい者に対して連絡体制を確保し、緊急事態等に対して相談支援を行うもの
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

令和元年 12 月定例会

民生福祉常任委員会

議 案 件 名	議案第 106 号 令和元年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について
概 要	今回の補正は、国の人事院勧告に準じた給与改定に伴うもので、歳入歳出とも 40 万 9,000 円を増額し、予算総額を 76 億 4,709 万 4,000 円とするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 職員の給与を平均 0.1%引き上げる * 勤勉手当を年間 4.45 月から 0.05 月引き上げ、4.5 月とする * 平成 31 年 4 月 1 日から遡及適用
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 107 号 令和元年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）について
概 要	今回の補正は、国の人事院勧告に準じた給与改定に伴うもので、歳入歳出とも 103 万 9,000 円を増額し、予算総額を 67 億 5,316 万 6,000 円とするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 職員の給与を平均 0.1%引き上げる * 勤勉手当を年間 4.45 月から 0.05 月引き上げ、4.5 月とする * 平成 31 年 4 月 1 日から遡及適用
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 108 号 令和元年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について
概 要	今回の補正は、国の人事院勧告に準じた給与改定に伴うもので、歳入歳出とも 6 万 6,000 円を増額し、予算総額を 10 億 5,788 万 3,000 円とするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 職員の給与を平均 0.1%引き上げる * 勤勉手当を年間 4.45 月から 0.05 月引き上げ、4.5 月とする * 平成 31 年 4 月 1 日から遡及適用
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決



**■ 委員長報告概要 ■**

		令和元年 12 月定例会
		産業建設常任委員会
<b>議 案 件 名</b>	議案第 86 号 令和元年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）について	
<b>概 要</b>	<p>今回の補正は、平成 30 年度決算が確定したことによるもので、歳入については、2 款 1 項 1 目繰越金 402 万 3,000 円を増額補正し、補正後の額を 927 万 9,000 円とするもの。歳出については、2 款 1 項 1 目予備費を繰越金と同額の 402 万 3,000 円を増額補正し、補正後の額を 1,879 万 6,000 円とするものである。今年度、予備費を充当する事業がない場合は、令和 2 年度に未整備箇所の舗装及び駐車枠の設置などの工事を実施したい。</p>	
<b>論点又は質疑 によって明らか になった事項</b>	<p>「駐車場の概要についての説明を」との問いに「駐車枠が 190 台分、未整備部分を含め、現在は 260 台で満車としている」との答弁。</p> <p>「近隣の方が駐車場として使っている場合の料金は」との問いに「通勤で定期券を使われる方と同様で、1 か月 4,000 円の定期券を発行している」との答弁。</p>	
<b>討 論</b>	なし	
<b>結 果</b>	全員賛成で可決	

**■ 委員長報告概要 ■**

		令和元年 12 月定例会
		産業建設常任委員会
<b>議 案 件 名</b>	議案第 90 号 令和元年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 回）について	
<b>概 要</b>	<p>今回の補正は、平成 30 年度決算が認定されたことに伴うもので、決算での歳入合計額から歳出合計額を差し引いた次年度繰越額が 15 万 474 円となった。これにより、歳入の 3 款 1 項 1 目の繰越金を当初予算額 1 万円に 14 万円増額し 15 万円としたこ</p>	

	とに伴い、2 款 1 項 1 目一般会計繰入金を 14 万円減額するもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	「現在、市場での取扱量、取引金額等はどういう状況か」との問いに「前年度比で、取扱高は 68%、取扱数量も 67.9%である」との答弁。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

**■ 委員長報告概要 ■**

令和元年 12 月定例会
産業建設常任委員会

議 案 件 名	議案第 9 1 号 令和元年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 3 回）について
概 要	<p>今回の補正は決算を見込んで、重勝式発売収入を増額し、併せて人事異動に伴う人件費についても調整するもの。歳入では、1 款 1 項 2 目勝車投票券発売収入を 7 億 8,893 万 9,000 円増額するもの。歳出では、1 款 1 項 1 目一般管理費の 2 節給料から 19 節負担金、補助及び交付金までは人事異動に伴う人件費の調整である。職員数はミッドナイトレースの本格開催に対応するため 7 月から 1 名増員し 5 名体制としている。25 節積立金の小型自動車競走事業財政調整基金積立金 129 万 7,000 円の増額は、第 1 回補正予算でミッドナイトレース本格開催の補正予算を計上した際に、予算上生じた剰余金を予備費に計上していたが、財政調整基金へ振り替えるもの。山陽小型自動車競走場施設改善基金積立金 4,887 万 3,000 円の増額は、今回の補正予算により生じた剰余金を積立てて、今後の施設改修の原資にしようとするもの。2 項 1 目事業費は主に、歳入の重勝式発売収入の増額補正に連動して各予算を増額するもの。3 目勝車投票券払戻金 5 億 3,774 万 3,000 円の増額は、法律の規定に基づき、70%を払戻すもの。4 目勝車投票券返還金 2,073 万 6,000 円の増額は、投票が無効となった場合の返還金を計上するもの。3 款 1 項</p>

	1 目予備費 129 万 7,000 円の減額は財政調整基金へ振替えるためである。また、単年度収支では 3,221 万 2,000 円の黒字、債務解消額は 1 億 892 万 5,000 円、実質収支改善額は 1 億 5,391 万円となる。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>「今回の補正で重勝式発売収入は約 8 億円あるが、経費を差し引いた利益は」との問いに「約 5,000 万円である」との答弁。</p> <p>「発売業務委託料で 12% 支払う運営会社はどこか」との問いに「日本写真判定株式会社である」との答弁。</p> <p>「特別拠出金はどこに何%か」との問いに「全国小型自動車競走施行者協議会へ発売収入から返還金を引いた金額の 9.5% である」との答弁。</p> <p>「ミッドナイトでは光が外に漏れることや選手から暗いとの指摘があったと聞いていたが、改善されたか」との問いに「様々な調整により、現在は LED 照明が漏れることはない。明るさも公正かつ安全なレースができるレベルまで持ってきた」との答弁。</p> <p>「照明施設の償還期間と償還比率は」との問いに「3 年を見ている。現在の償還額は、売上の 3.6% で償還完了後はその部分が純利益になる」との答弁。</p>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

### ■ 委員長報告概要 ■

	令和元年 12 月定例会
	産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 93 号 令和元年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第 1 回）について
概 要	<p>今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整等によるもの。</p> <p>第 2 条の収益的収入及び支出では、収入で、下水道事業収益は支出の財源となる一般会計補助金等を 401 万 2,000 円増額し、収入総額を 18 億 3,551 万 5,000 円とするもの。支出で、下水道</p>

	<p>事業費用は人件費の調整として 401 万 2,000 円を増額し、支出総額を 18 億 131 万 3,000 円とするもの。第 3 条の資本的収入及び支出では、収入で、資本的収入は支出の財源となる一般会計出資金を 352 万 3,000 円増額し、収入総額を 16 億 9,594 万 6,000 円とするもの。支出で、資本的支出は人件費の調整として 352 万 3,000 円を増額し、支出総額を 24 億 1,511 万 2,000 円とするものである。第 4 条の特例的収入及び支出は、平成 30 年度打ち切り決算認定に伴い、本年度に引き継ぐ未収金、未払金が確定し、減額補正するもの。第 5 条は議会の議決を経なければ流用することができない経費を人件費の補正に伴い、増額補正するもの。第 6 条は一般会計補助金の補正に伴い、増額補正するものである。</p>
<p>論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<p>「国庫補助金事業で要望額に対する補助割合はどの程度か」との問いに「近年は 5 割、6 割できていたが、今年度は 6 割から 8 割になっている」との答弁。</p> <p>「補助割合の減少で公共下水普及率への影響は」との問いに「国庫補助だけでなく、単独債事業での整備もやっているが、管路整備が進まない一番の原因は処理場の改築更新に多くの予算配分をしている関係からである」との答弁。</p>
<p>討 論</p>	なし
<p>結 果</p>	全員賛成で可決

**■ 委員長報告概要 ■**

	令和元年 12 月定例会
	産業建設常任委員会
<p>議 案 件 名</p>	<p>議案第 97 号 山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>概 要</p>	<p>本市では企業誘致を積極的に推進していくために、工場設置奨励条例による 4 種類の優遇制度がある。今回の改正はそのうちの用地取得奨励金についてで、小野田・楠企業団地に土地を取得して工場を設置した場合、土地取得価格に対して 40%の補助</p>

	<p>金を交付する。山口県も同額の 40%を交付しており、合計で 80%の補助金を交付するとしている。この度の条例改正は、事業者の責めに帰さない理由により、土地取得の日から 3 年以内の工場の操業ができなくなった場合に工場の建設の期間を延長することができるようにするものである。この用地取得奨励金は県と協調して実施しているもので、補助金の取り扱いも県が要綱として定めたものと歩調を合わせる必要があることから条例改正をするものである。</p>
<p>論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<p>「世界経済の不安によることが事業者の責めに帰さないとは拡大解釈できるのではないか」との問いに「このたび、藤崎電機がドイツのメーカーにボイラーを発注したが、そのメーカーが倒産したことにより事業がストップした。メーカーの倒産はイギリスの EU 離脱などヨーロッパ経済の景気の悪さも関係していると聞いており、進出企業の海外との取引も懸念されることから今後を踏まえた措置である」との答弁。</p> <p>「藤崎電機の名前が変わって GF となったとの説明があったが、同じ会社なのか、別会社なのか」との問いに「藤崎電機と関連会社で 100%の子会社であるガイアパワーが経営を効率化していくということで合併し、GF という社名になった」との答弁。</p> <p>「市は藤崎電機と契約をしていたと思うが、問題はないのか」との問いに「グループ会社の合併なので、変更申請で対応するようにしている」との答弁。</p> <p>「GF は用地取得代金を支払っているのか」との問いに「県と市の土地開発公社に支払い済みである」との答弁。</p>
<p>討 論</p>	<p>なし</p>
<p>結 果</p>	<p>全員賛成で可決</p>

## ■ 委員長報告概要 ■

		令和元年 12 月定例会
		産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 98 号 山陽小野田市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	<p>今回の条例改正は、道路構造令が改正されることに伴い行うもので、改正理由は自転車関連事故の増加が社会現象となり、自転車専用の通行空間を整備するとともに、自転車と自動車、歩行者との適切な分離を進め、警察と道路管理者が連携して自転車道及び自転車通行帯の整備に取り組む必要があることからである。しかしながら、改正前の道路構造令では道路管理者が自転車道を整備しづらい状況にあった。それを踏まえて、改正後は道路管理者が道路新設及び改築時には自転車通行帯を設けることとなる。なお、現在本市では自転車道及び自転車通行帯を設けていないが、条例改正により、様々な交通環境変化に対応していくことができるようになる。</p>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>「道路の幅員など考えて、市内に自転車道設置は可能か」との問いに「道路の存在する地域が地方部の場合、第 3 種、都市部の場合、第 4 種という区分になる。1 日の車の通行予定台数で設計基準交通量、道路の構造、幅員が決定するが、現状では対象になるような道路はなく、新設する場合には自転車通行帯を設けることは可能である」との答弁。</p> <p>「本市での自転車対歩行者の事故状況は」との問いに「小野田警察署から平成 28 年が 28 件、29 年が 24 件、30 年が 14 件、今年 10 月末で 17 件と聞いている」との答弁。</p>	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

## ■ 委員長報告概要 ■

		令和元年 12 月定例会
		産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 99 号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	<p>今回の改正は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律が令和元年 5 月 17 日に公布され、11 月 16 日の施行に伴い、法第 30 条、31 条、36 条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る各種認定において申請手数料を改正するもの。現時点では長期優良住宅認定制度や低炭素建築物認定制度の申請者が多く、本制度の申請実績は山口県内全部で年間 2 件程度となっており、認定に係る申請手数料は山口県と同額としている。</p>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	「本市での申請実績は」との問いに「現在のところはないが、今後は出てくる可能性がある」との答弁。	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

## ■ 委員長報告概要 ■

		令和元年 12 月定例会
		産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 100 号 山陽小野田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	<p>今回の改正は、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加し、今後、公営住宅への入居に際して連帯保証人の確保が困難になることが懸念されるため、国が民法を改正したことに伴い、本市でも、住宅に困窮する低額所得者へ住宅を提供するという市営住宅の目的があることを考慮して、連帯保証人の人数を 2 名から 1 名に減ずるもの。また、それに伴うその他所要の改正を行うものである。</p>	

<p>論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<p>「第5条第1項第4号で、市町村民税を滞納していても、市長が特別の理由があると認めるときは入居できると読めるが、これは例えばどんな場合か」との問いに「滞納はあるが、分割で履行中であるなど住宅使用料を納期限までに納付する姿勢が認められると判断できる場合などである」との答弁。</p> <p>「住居者に支払能力がなく、連帯保証人も亡くなったとか消息不明の場合、連帯保証人の親族等に影響は及ぶのか」との問いに「本来連帯保証人の相続人に負債は相続されるもので、親族に影響が及ぶ」との答弁。</p> <p>「連帯保証人が出せない高齢者や障害者の場合、特例で連帯保証人なしでも入居できるか」との問いに「市営住宅の入居手続における要領を作成しており、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、連帯保証人を2名から1名に減免できることとしている。今回の条例改正に伴って、その1名も1名から必要ないという減免ができる形で要領を改正することも現在検討している」との答弁。</p> <p>「入居者の現状で、特別な事由に該当するケースはあるか」との問いに「現在の条例の規定では保証人は2名ですが、1名になったケースはある。0名はない」との答弁。</p>
<p>討 論</p>	<p>なし</p>
<p>結 果</p>	<p>全員賛成で可決</p>

**■ 委員長報告概要 ■**

	<p>令和元年 12 月定例会 産業建設常任委員会</p>
<p>議 案 件 名</p>	<p>議案第101号 山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>概 要</p>	<p>今回の改正の主な目的は、令和元年10月1日に施行された水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の登録について5年ごとの更新制度が導入されたことに伴い、更新手数料を新設するものである。この背景となる指定給水装置工事事業者</p>



	<p>制度では、工事事業者の状況変更についての届け出が当該事業者者に義務づけられていたが、届け出がない場合もあり、事業者の実態把握ができなく、所在不明の事業者が存在するといった問題が全国的に発生している。本市も同様で苦慮していたが、こうした問題に対応するため、給水条例第 36 条を改正し指定給水装置工事事業者の指定の更新手数料を新設し、更新手数料額を新規の申請手数料と同額の 1 万円とした。</p>
<p>論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<p>「給水装置工事とはどういう工事か」との問いに「水道局の配水管から個人の給水管を分岐して道路内を通り、各家庭の中の蛇口までの工事を行うもの」との答弁。</p> <p>「手数料 1 万円を徴収する理由は」との問いに「申請があった際に水道法に定められた書類の確認、内容の審査などに関して水道局の中の複数の職員が関与する。それに係るいろんな事務費用で全国的にも県内でも 1 万円となっている」との答弁。</p> <p>「指定給水装置工事事業者は何社あって、そのうち市内業者は」との問いに「現在 157 社で、そのうち市内業者は 44 社である」との答弁。</p>
<p>討 論</p>	なし
<p>結 果</p>	全員賛成で可決

**■ 委員長報告概要 ■**

	<p>令和元年 12 月定例会</p> <p>産業建設常任委員会</p>
<p>議 案 件 名</p>	<p>議案第 102 号 字の区域の変更について</p>
<p>概 要</p>	<p>これは後潟地区で、平成 22 年度から圃場整備事業を行っており、今年度は換地事業を行い、それに伴い区画が変更されたことから字の区域を変更するものである。変更となるのは 81 筆で、議会の議決を経て定めなければならないものである。</p>
<p>論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<p>「地元からの不都合についての声は」との問いに「換地業務により、個人の土地が 1 か所に集まることで営農がしやすくなる。</p>

	不都合は聞いていない」との答弁。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

**■委員長報告概要■**

	令和元年 12 月定例会
	産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 1 0 3 号 町及び字の区域並びにその名称の変更について
概 要	今回の住居表示実施予定区域は、大字西高泊の一部、約 5 ヘクタールの区域で民間の住宅団地開発により、市街化された区域である。当該区域について住居表示を実施することにより、誰でも分かりやすく、住民の利便性向上に寄与することが期待できる。地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	「住民への周知については」との問いに「該当される方へは必要な情報を記載した通知を個人個人に出すことで対応したい」との答弁。
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

**■委員長報告概要■**

	令和元年 12 月定例会
	産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 1 0 9 号 令和元年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 4 回）について
概 要	今回の補正は、国の人事院勧告に準じた給与改正を行うものである。歳出で、人件費関係の増額分 15 万 2,000 円については、全額予備費を減額して調整したことにより、予算総額の変更はない。
論点又は質疑 によって明らか	なし

になった事項	
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

**■委員長報告概要■**

	令和元年 12 月定例会
	産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 1 1 0 号 令和元年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第 2 回）について
概 要	今回の補正は、国の人事院勧告に伴う人件費の調整によるものである。第 2 条の収益的収入及び支出で、収入では、下水道事業収益は一般会計補助金を 27 万 1,000 円増額し、収入総額を 18 億 3,578 万 6,000 円とするもの。支出では、下水道事業費用は損益勘定に係る職員の人件費の調整として 27 万 1,000 円を増額し、支出総額を 18 億 158 万 4,000 円とするもの。第 3 条の資本的収入及び支出で、収入は、一般会計出資金を 21 万 9,000 円増額し、収入総額を 16 億 9,616 万 5,000 円とするもの。支出は、資本勘定に係る職員の人件費の調整として 21 万 9,000 円を増額し、支出総額を 24 億 1,533 万 1,000 円とするものである。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	なし
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

**■委員長報告概要■**

	令和元年 12 月定例会
	産業建設常任委員会
議 案 件 名	請願 4 号 有帆団地市営アパートの給水改善についての請願書
概 要	有帆団地自治会長、伊藤正人氏より提出された請願書で、内容は有帆市営団地内に 2 棟ある市営アパートの内、特に 3 階、

	<p>4 階の部屋に引き込まれている上水道の水の出が悪く、日常生活に支障をきたしている状態が長期にわたっている。この市営団地内の上水道は建築住宅課の所管ということだが、「予算がない」との理由で対応が先延ばしされて来た。水道管内のサビ等を除去する作業を含めて、一日も早い改善対策を求めているの請願である。</p>
<p>論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A棟が昭和 48 年、B 棟が昭和 49 年築である。</li> <li>・ 水道の配管設置状況から上層階ほど水圧がかかりにくい。</li> <li>・ 水道管内のサビが原因の可能性があり、本年度、2 戸に圧縮空気を含む水を給水管の中に打ち込み、蓄積したサビを剥離させる管内洗浄を試験的に行い、一定の効果があつたと認識している。</li> <li>・ 耐震診断は平成 14 年に実施して耐震性はあると判断。</li> <li>・ 来年度、管の洗浄を空き家を除く全戸に実施予定である。 (自由討議)</li> <li>・ 重要なライフラインで、一刻も早く給水改善すべきである。</li> <li>・ 早急に採択すべきである。</li> <li>・ 手法については検討する余地があるが、請願の趣旨はもっともなことである。</li> </ul>
<p>討 論</p>	<p>なし</p>
<p>結 果</p>	<p>全員賛成で採択</p>

## ■委員長報告概要■

	令和元年12月定例会
	一般会計予算決算常任委員会
議案件名	議案第85号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算(第4回)について
概 要	今回の補正は、人件費の調整、財政調整基金積立金、実施条件が整った事業等の取り急ぎ措置すべき案件についての補正で、歳入歳出とも5億5,035万4,000円を増額し、予算総額を312億6,816万4,000円とするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>○総務費</p> <p>【戸籍住民基本台帳費】</p> <p style="padding-left: 2em;">備品購入費182万5,000円の増額</p> <p style="padding-left: 2em;">マイナンバーカードの申請支援に必要な専用タブレット端末等の購入費用</p> <p>(主な質疑)</p> <p style="padding-left: 2em;">「市役所からタブレット端末を持ち出してセキュリティの問題はないか」との質問に「セキュリティは確保している」との答弁</p> <p>○商工費</p> <p>【商工総務費】</p> <p style="padding-left: 2em;">交通施設バリアフリー化整備事業補助金4,000万円の減額</p> <p style="padding-left: 2em;">JR西日本が実施する国庫補助の対象になっているJR厚狭駅のバリアフリー施設整備工事だが、今年度は国庫補助が不採択となったためJR西日本への補助金を減額するもの</p> <p>(主な質疑)</p> <p style="padding-left: 2em;">「バリアフリーのための予算がなぜ減額されたのかきちんと説明が必要」との質問に「理由を市民に報告できる状況にするよう執行部に話をしている」との答弁</p>
討 論	反対討論あり
結 果	賛成多数で可決

## ■委員長報告概要■

	令和元年12月定例会
	一般会計予算決算常任委員会
議案件名	議案第105号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算(第5回)について
概 要	今回の補正は、職員給与条例等の一部改正に伴う人件費の調整等の取り急ぎ措置すべき案件についての補正で、歳入歳出とも1,730万5,000円を増額し、予算総額を312億8,546万9,000円とするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p><b>【歳入】</b></p> <p>○繰入金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政調整基金繰入金 1,730万5,000円を増額</li> <li>補正後の財政調整基金の残高 43億8,475万2,000円</li> </ul> <p><b>【歳出】</b></p> <p>○人件費全般：条例改正に伴うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計全体 1,557万8,000円を増額</li> <li>・給料 339万4,000円を増額</li> <li>・職員手当等 995万3,000円を増額</li> <li>・共済費 175万7,000円を増額</li> <li>・議員期末手当 47万4,000円を増額</li> </ul>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決